

# 令和7年度登米市産業フェスティバル「登米グルメ村」出店要項

## 1. 開催日時

令和7年10月5日（日） 午前9時45分から午後3時00分まで

## 2. 出店方法

① テントブースでの出店

(テント、販売台、電源等については出店者に準備していただきます。)

② 軽トラックブースでの出店

※テントブースと軽トラックブースの両方での出店は不可とします。

※軽トラックブースの規格内であれば軽トラック以外の車両（キッチンカー等）での出店を可とします。

※出店申し込み多数の場合、出店の制限をさせていただく場合があります。

## 3. 出店物について

(1) 出店物については、令和7年度登米市産業フェスティバル開催要項の目的から、以下のいずれかの項目に該当する場合のみ、出店を認めるものとします。ただし、販売品目は事務局で審査し、許可したものに限ります。

① 現地調理品については、原材料に登米市産の食材を**必ず使用**したもの。

② 加工品については、登米市内で加工されたもの。

③ 上記以外のうち、登米市内で生産又は製造されているもののうち、事務局が認めたもの。

(2) 次の項目に該当する場合は販売できません。

① 法令により販売を禁止されているもの。

② 法令に抵触するもの、あるいは、その恐れがあるもの。

③ 食品表示法に基づく表示がされていないもの。

④ 消費者の安全を損なうおそれがあるもの。

⑤ その他事務局の審査により出店を認めないと判断したもの。

(3) 原材料に登米市産の食材等を使用するのが困難であると思われる以下の品目は販売できません。

・かき氷      ・やきとり      ・玉こんにゃく      ・魚貝類      ・わたあめ  
・玩具類      ・スナック類（フライドチキン等）

(4) 清涼飲料水、お茶類を販売する場合は次の項目によります。

① 3（1）で定めた商品を販売する場合に限り飲料水単体の販売を認め、それ以外での飲料水単体のみの販売は認めない。

② 販売価格は種類別に統一する。

③ 販売価格は出店者確定後、協議の上決定する。

#### 4. 出店に係る許認可等

出店に必要な許認可等（仮設営業許可、検便等）については、出店者の責任において事前に必ず取得し、仮設営業許可書は店頭の見やすい場所に掲示すること。

#### 5. 出店物の表示についてのお願い

- ① 消費者の食品の品質及び安全性や健康に対するニーズが高まりをみせていることから食品表示法に基づく表示や販売を遵守していただきます。
- ② 出店中でも、食品表示、販売方法等について監督官庁等の指摘を受けた場合又は、事務局からの指示を受けた場合で、出店方法の変更や改善をされない時には、撤退していただく場合があります。
- ③ 出店いただく場合、事務局より出店許可証を発行しますので、必ず掲示して下さい。
- ④ 出店許可証がない場合は出店できません。また、出店申込書に記入のない出店物は販売できません。

#### 6. 出店ブース

- ① テントブース・・・・・・・・1区画 2. 7m（1.5間）×3.6m（2間）

※テント ⇒ 出店者が各自準備の上、設営

- ② 軽トラックブース・・・・・・・・1区画 4m×3m

※テントブース、軽トラックブースとも、上記の区画内での出店かつ1事業者につき1区画までとします。

#### 7. 出店料

- ① 出店料については、**無料**とします。
- ② 出店料以外の経費は全て出店者の負担とします。

#### 8. 出店の決定及び小間割り

出店の決定については、出店許可証の送付をもって決定とさせていただきます。

小間割りについては、事務局で調整させていただきます。出店決定後、出店許可証と併せて送付します。

#### 9. 出店にあたっての留意点

(1) 搬入・搬出時間（予定のため変更する場合があります。）

搬入 10月5日（日） 午前7時45分から午前9時00分まで

搬出 10月5日（日） 午後3時15分から午後4時30分まで

(2) 駐車場について

- ① 荷物搬入後、指定駐車場（後日、別途通知）へ移動願います。
- ② 出店従事者についても、指定の駐車場に駐車願います。迫庁舎は来客者用の駐車場となっておりますので、出店者・出店従事者は駐車禁止となります。

(3) 出店者のゴミについては、持ち帰りいただきます。

(4) 会場内で荷物を降ろした後は、すみやかに指定駐車場へ車両を移動して下さい。

## 10. 申込方法

別紙出店申込書により、メール、FAX、郵送等により提出をお願いします。

なお、直接持参される場合を除き、確認のため申込書送付後は、必ず電話連絡いただきますようお願い申し上げます。

(事務局) 〒987-0602 宮城県登米市中田町上沼字西桜場 18  
登米市産業経済部 観光物産戦略課 西條  
TEL : 0220-34-2759 FAX : 0220-34-2802  
メール : kankobussan@city.tome.miyagi.jp

(締 切) 令和7年7月16日(水)までにお申込み下さい。【期限厳守】